- 添付資料 -

I 八代市文化ホール等あり方検討委員会委員名簿

(50音順/敬称略)

番号	。 お 名		区分	備考
1	いしもと 石本	あい 愛	文化関係 ハーモニー利用	あったかハート ふれあい劇団
2	いわさき 岩崎	ふみこ 布見子	文化関係 千丁利用	ピアノ講師
3	かしわ柏	あきこ 昭子	文化関係 日舞	市文化協会
4	かわむら 川村	けんじ 健 治	イベント利用 県内全域	RKKメディア プランニング
5	ただ 多 田	みつる満	文化関係 施設運営	厚生会館文化センター 運営審議会
6	ちょうはた 丁畑	ゆきみ 幸美	公募 子ども事業	やつしろ子ども劇場
7	なかやま 中山	ひであき 英朗	経済財務	市商工会議所
8	ほんだ 本田	けいすけ 恵介	文化関係 県内全域	熊本県立劇場
9	みずもと 水本	かずと 和人	文化関係 鏡利用	鏡文化祭実行委員会
1 0	もりやま森山	まなぶ 学	建築関係	熊本高専八代キャンパス 建築社会デザイン工学科

Ⅱ 八代市文化ホール等あり方検討会設置要綱

(設置)

第 1 条

本市が設置する文化ホール等の今後のあり方について、有識者等 の意見を踏まえた検討を行うため、八代市文化ホール等あり方検討 会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条

検討会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 市内の文化ホール等の役割及び機能に関すること。
- (2) 市内の文化ホール等のあり方の方向性に関すること。
- (3) その他文化ホール等のあり方を検討するために必要な事項 に関すること。

(組織)

第 3 条

検討会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、経済、財務、建築、文化等の専門的な知識・経験を有する者及び公募に応募した者のうちから市長が委嘱する。
- 3 次に掲げる者は、委員になることができない。ただし、第1号に 該当する者で市長が特に認めるものは、この限りでない。
 - (1) 委嘱の日の属する年度の初日において20歳未満の者
 - (2) 八代市暴力団排除条例(平成23年八代市条例第32号) 第2条第3号に掲げる者
 - (3) 市税等を滞納している者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が委員として委嘱すること が適当でないと認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 検討会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条

検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期を終了 した後もまた同様とする。

(庶務)

第 8 条 (その他)

検討会の庶務は、経済文化交流部文化振興課において処理する。

第 9 条

条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、 会長が検討会に諮って定める。